

## 第6回港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会

日 時：平成21年7月21日（火） 午前10時から11時30分

場 所：大阪WTCビル40階 大阪市港湾局 40-5・6会議室

出席者（敬称略）

委員：野呂 充  
小谷 寛子  
来田 仁成  
加藤 邦生  
中野 正子（欠席）

### 会議次第

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）各施設ごとの検討について
  - （2）舞洲緑地（シサイド・プロムナード）における魚釣り社会実験（最終報告）について
- 3 閉会

### 会議の概要

#### 議事

- ・第5回検討会での議論を踏まえて、条例規定による立入禁止区域の選定と立入規制を行わない区域における安全対策等について、検討会としての最終案の取りまとめを行った。
- ・事務局より4月1日から実施している「シサイド・プロムナード」における魚釣り社会実験」の最終報告（4月21日から6月30日分）を行った。

#### 委員からの意見等

【港湾施設の立入禁止区域の指定に関する検討（資料1）、港湾施設の立入禁止区域の指定（案）（資料2-1）、港湾施設の立入禁止区域の指定（案）の凡例（資料2-2）及び港湾施設の立入禁止区域の指定（案）位置図（資料3）について】

#### <野呂委員長>

- ・本日の検討会での議論を持って、検討会としての最終案の取りまとめに入りたいと考えている。

#### <来田委員>

- ・資料3の33番から36番の新島区域は、外側の護岸が大阪市の施設、内側はフェニックスセンターが今後埋立工事をする場所となっており、早急な開放は難しいと思うが、今後フェニックス側の合意が得られた場合は、柔軟に対応していただけなのか。

#### <松井環境整備担当課長>

- ・護岸は大阪市の施設となっており、工事は平成21年度の秋頃に終了するが、廃棄物処分場としての廃棄物の埋立工事は平成33年ごろまで続く予定となっている。現場を見ると、埋立処分場部分と護岸部分が行き来できる構造になっており、護岸部分にだけ釣り人を留めておくことは難しく、フェニックスの了

解を得るのは難しいと思う。将来的に埋立工事が終了すれば検討は可能であると思う。

< 来田委員 >

- ・埋立工事を行っている場所に釣り人が入らないようにするためにはフェンスを設置する必要があるが、設置距離が長く、費用もかかるため、市としても立入禁止区域としているのだろうし、フェニックス側も難色を示すだろうと思う。また、釣り人は海に向かって釣りをするのが普通だが、護岸内側の水面にも魚がいるため、ついつい釣り人が行くことも考えなければならないが、この検討会でノーという結論は出さずに、なりゆきにしたがってできるだけ柔軟な体制を取っていただけたらと希望する。
- ・その他の施設について、資料3の赤色で示されている箇所についても条例で立入禁止にしたから今後ずっと禁止ということではなく、状況を見ながら柔軟に対応していただき、これから先の希望も持たせていただきたい。
- ・新島の造成により潮の流れが悪くなっている。今後、埋立てを行う場合は、環境面に対する配慮の方法について、有識者に諮問を行うことや市民の意見を聞くためのシステムを作してほしい。
- ・資料3の5番（常吉防波堤）について、先ほどの説明は大阪市のヨットハーバー条例で釣りを禁止しているということか。

< 松井環境整備担当課長 >

- ・そうです。

< 来田委員 >

- ・資料3の12 - （舞洲地区護岸の一部（表テトラ））について、物理的に救命設備を設置する場所がないことは理解できる。また、この場所は陸続きになっており、陸から立ち入る釣り人がいるため、立入禁止区域としていると推察するが、将来的には釣りができる方法などを検討し、柔軟な対応をしていただけたらと思う。
- ・資料3の30（夢洲地区F廃棄物埋立護岸）と、それに続く13（夢洲地区K護岸）についても夢洲の工事が終了した時点で、常吉大橋の下部と同様に柔軟に対応してほしい。
- ・工事終了後再検討となっている箇所と緑地の住み分けについて、ご配慮いただいているところは大変ありがたいと思っている。
- ・資料3でオレンジ色の工事終了後再検討としている場所について、今後の見通しを可能な限り教えてほしい。特にATC周辺で釣り場がなくなるので、15 - （南港北地区護岸の一部（夢咲トンネル））の見通しをなるべく早く聞かせてほしい。

< 野呂委員長 >

- ・資料3の総合評価の欄で 印（工事終了後再検討）の場所については、将来的に検討することになるが、×となっている場所についても状況が変われば再検討し、見直す可能性もあると思う。
- ・印のついている箇所の今後の見通しについて、何かあれば。

< 玉井海務担当課長 >

- ・将来的な見通しについて、現段階で確たることは言えないが、例えば27（鶴浜地区北側護岸）と29（鶴浜地区西側護岸）については、最終的には緑地と

なるため、緑地を利用する人と釣り人が共存することが可能であれば今後検討していきたい。

- ・ 15 - (南港北地区護岸の一部(夢咲トンネル))の時空館の部分については、周辺のコスモスクエア海浜緑地が海浜施設条例で釣り禁止となっているため、条例の改正も視野に入れ検討する必要がある。
- ・ 13 (夢洲地区K護岸)については、大阪港の基幹的な埠頭と位置づけ、スーパー中枢港湾として整備している地域にある護岸であり、開放することは港湾事業に影響を及ぼすため難しい。隣の30 (夢洲地区F廃棄物埋立護岸)については、現在はダンプが行き来し危険であるため、工事が終了した後に検討していきたい。
- ・ その他の施設についても、検討会の意見をもとにまとめたが、将来にわたってこの状況が変わらないというものではない。施設の状況に変化があった場合は、釣り人がマナーやルールをきちんと守り、問題がないようであれば、今回立入禁止とした部分の開放についても検討する可能性はある。

<小谷委員>

- ・ 資料1に記述している施設管理者が行う安全対策については、予算が伴うので、今年度すぐには実施することができず、どうしてもタイムラグが生じることは考えないといけない。
- ・ このタイムラグの間は渡船事業者や釣り人のソフト面での対策が重要となるので、ルールとマナーの遵守の徹底をお願いしたい。
- ・ 先ほどの議論にもあったように今後事情が変わり、立入禁止を解除する場合もあると思うが、一方で釣り人がルールを守らず、危険を誘発する事態となった場合は、立入禁止としていない場所を立入禁止にすることもありうるということは確認しておきたい。

<來田委員>

- ・ ご指摘は当然の事だと思う。全国に先立ち大阪市がこのような対応をしていたことは大変ありがたく感謝している。
- ・ 一方では釣り人側の責任も出てくる。釣り人の自己責任だけでなく、組織的に動いている釣り団体が、釣りマナーの心得がない人たちに対してマナーやルールの徹底をしなければならぬという事態に立ち至ったと考えると、非常に重く受け止めざるを得ない。
- ・ 私たちの努力でできるだけ知識・モラルの普及に努めたいと考えているが、是非とも市の力もお借りしたい。
- ・ 大阪からモラルの再構築が広まっていけば非常にありがたいと思う。

<加藤委員>

- ・ 立入禁止区域の指定について、港湾事業等に支障が出る場合は立入禁止としていただいたのはいいことだ。
- ・ 現在工事中の箇所について、条例への反映はどのようにするのか。例えば条例に工事終了後は見直すこととするなどのただし書きをするのか。
- ・ また、渡船事業者や釣り人がソフト面のことを守れるのか。

<玉井海務担当課長>

- ・ としている現在工事中の箇所については、条例では立入禁止区域とし、今後見直しをするなどの文言は入れないが、この検討会において、工事が終われば

再検討するという意見を最大限尊重していきたい。

- ・ハード面では港湾管理者が救命設備を設置し、ソフト面では渡船事業者や釣り人がルールやマナーを守っていただくことを前提としており、それが守られない場合は規制をせざるを得ないと考えている。

< 来田委員 >

- ・これから先の季節はようやくアジが大阪港に入り、釣り人が色々な場所に現れ始める。このことをどうするのかということの具体的な話はこの席で結論を出すことはできないが、ソフト面を充実させることも対策を行うことにもどうしてもタイムラグが生じる。それまでの間の釣り人に対する啓発については報道機関の方にも積極的にご協力いただければと思う。
- ・ライフジャケットを着用しなければ立ち入りができない旨の表示と、ライフジャケット着用をチェックする監視体制についても考えていかなければならない。

< 野呂委員長 >

(まとめ)

- ・立入禁止区域に指定する区域と立入規制を行わない区域の安全対策等について、今回の案をもって検討会としての最終案としたい。
- ・検討会の答申から実際の安全対策実施までのタイムラグについては一定仕方がない。タイムラグは短いほどよいが、予算の関係もあるので、優先順位を付けながら、できるだけ早期に対処するとともに、ソフト面の対策については、釣り団体の協力のもと行っていただきたい。
- ・定期的なチェックを行って、釣り人のマナーの遵守や渡船事業者などの安全対策等のルールが守られていないことが判明した場合は、再び立入禁止の措置を講ずることになることもやむを得ない。

< 来田委員 >

- ・これを実施していくにあたって、海上保安庁が航路筋に入っているのがダメとか、これまで検討していなかったことで判断が変わると困るので、関係先に一緒に説得に行く労力は惜しまないのでよろしくお願ひしたい。

< 野呂委員長 >

- ・これから報告書の作成に入っていきたいと思うが、原案を私の方で作成させていただき、次回検討会で各委員の意見をまとめて内容を確定させたい。
- ・報告書の原案については、次回検討会までに各委員にあらかじめ配らせていただくので、事前に内容を確認願ひたい。
- ・次回検討会の日程については、報告書の内容確認にある程度時間がかかると思うので、各委員の確認の進捗状況を見ながら、日程を調整していきたい。
- ・私からの提案として、調整の段階で各委員からの異論が特になければ、場合によっては持ち回りにより承認いただき、最終報告として市に提出することも考えたいと思いますが、如何でしょうか。

(意義なし)

【舞洲緑地(シサイト・プ・ムナド)における魚つり社会実験検証最終報告(資料4)について】

< 来田委員 >

- ・緑地のように安全柵がある場合は、マナーとして救命具を付けることが望まし

いと思うが、義務づけるのは難しい。

- ・社会実験としては成功したと思うが、これから増えると思われる釣り人の対策が課題である。
- ・プロムナードを毎日掃除していただいている地元グループもできたと聞いているが、ずっとしていただくことも難しいので、今後何らかの対策が必要だと思う。

< 吉田緑地管理担当課長 >

- ・地元の方が掃除していただいていることは聞いており、ありがたいと思っている。
- ・検討会の意見として、今後緑地の一部開放を視野にいれていく形になるうかと思うが、条例の一部改正の必要があり、また改正するためにはパブリックコメントを行う必要もあるので、すぐに開放ということにはならないが、前向きに検討していきたいと考えている。

< 来田委員 >

- ・緑地の一部開放について条例改正を含めよろしく願いしたい。
- ・釣り人が柵を壊して入るなどのモラルやマナーの悪さを減らす手立てとして、緑地を開放しながら釣り人と一般市民の住み分けをきちんと考えていただくことが必要だと思う。